

福島復興再生特別措置法 産業復興・中小企業等支援税制について

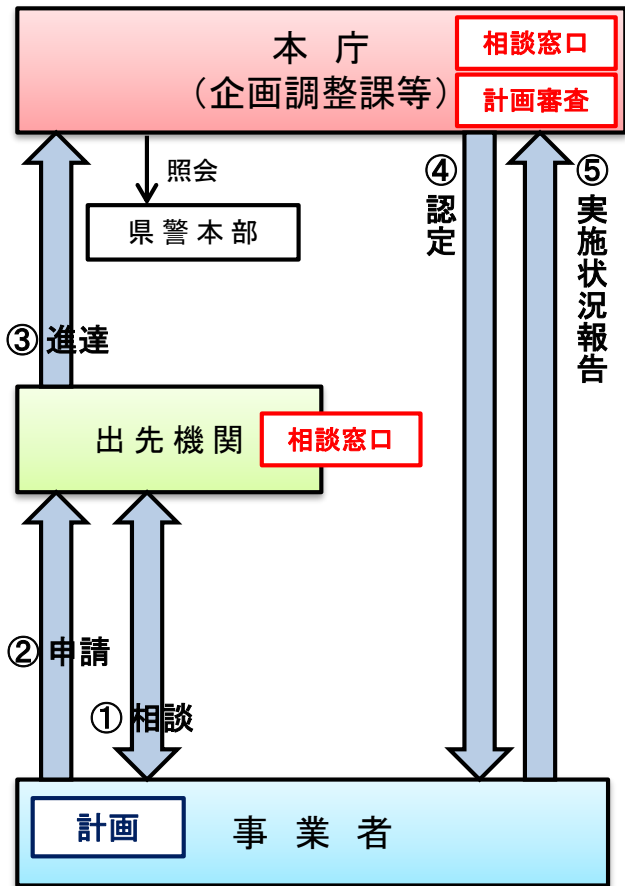
平成 30 年 3 月
福 島 県

1. 計画認定・所在確認スキーム図

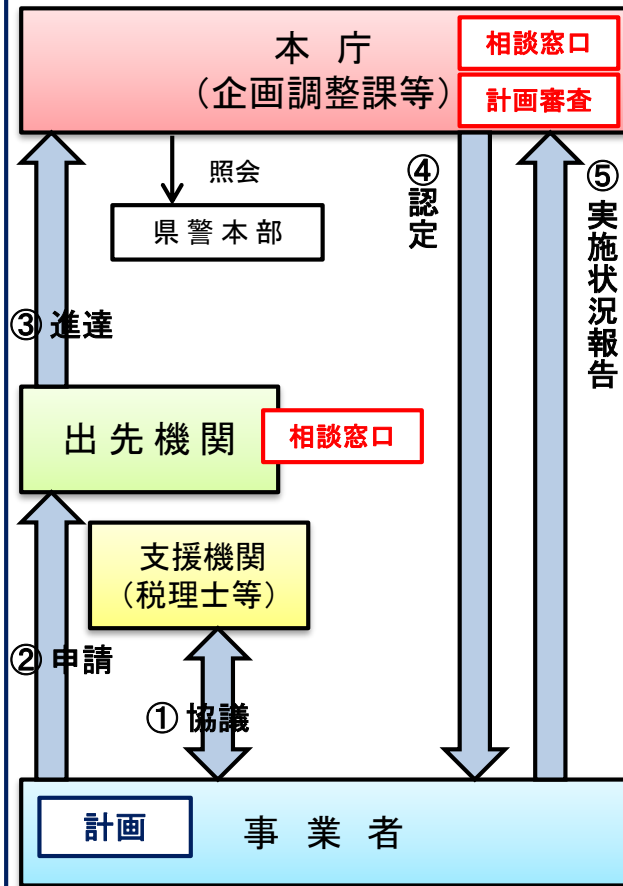
【計画の認定】

「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」

【雇用・設備投資】



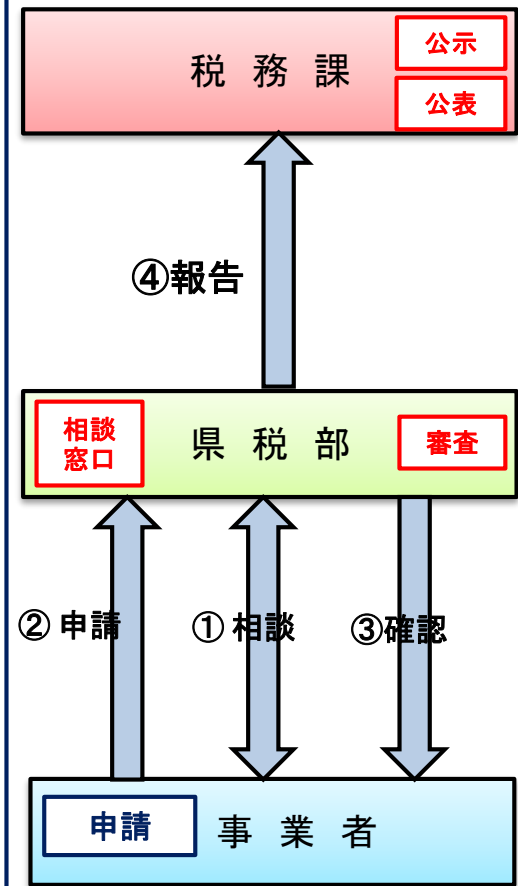
【福島再開投資等準備金】



【所在の確認】

既存事業者

【雇用・設備投資】



(支援機関)

- 税理士・税理士法人
- 商工団体
- 福島県中小企業団体中央会
- (公財)福島県産業振興センター
- 金融機関(JA含む) ほか

制度管理

企画調整課

- 企業立地促進計画の変更・国への報告等
- 制度設計、国との協議等
- 広報活動(出前講座)

2. 必要となる提出資料

■所在確認について

| | 提出書類 | | 必要部数 |
|-------------|----------------|---|-------------|
| 設備投資(第36条) | 確認申請書(規則様式第3) | 平成23年3月11日の所在が確認できる書類 【個人】住民票等 【法人】登記事項証明書等 | 〈1部〉 正本1 |
| 被災者雇用(第37条) | 確認申請書(規則様式第7) | | |
| 地方税(第38条) | 確認申請書(規則様式第12) | | |

■計画認定について

| 提出書類【個人の場合】 | | 必要部数 | 提出書類【法人の場合】 | | 必要部数 |
|-----------------|--|--------------------|-----------------|--|--------------------|
| 認定申請書+計画書(規則様式) | | 〈2部〉 正本1 副本1 | 認定申請書+計画書(規則様式) | | 〈2部〉 正本1 副本1 |
| 添付書類 | ア 住民票の抄本又はこれに準ずるもの | | 添付書類 | ア 定款及び登記全部事項証明書又はこれに準ずるもの | |
| | イ 法第20条第3項各号に掲げる事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書(法施行規則様式第2の2) | | | イ 法第20条第3項各号に掲げる事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書(法施行規則様式第2の2) | |
| | ウ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式) | | | ウ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式) | |
| | エ 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書(様式1) | | | エ 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書(様式1) | |
| | オ 直近2期の所得税の申告決算書 | | | オ 直近2期の事業報告書及び財務諸表(貸借対照表・損益計算書) | |
| | カ 立地予定位置図 | | | カ 立地予定位置図 | |
| | キ 施設配置図 | | | キ 施設配置図 | |
| | ク その他知事が必要と認める書類(各種許認可証の写し等) | | | ク その他知事が必要と認める書類(各種許認可証の写し等) | |

◎「福島再開投資等準備金」に必要となる追加添付書類

| | 提出書類 | 必要部数 |
|--------|--------------------------|--------------------|
| いずれか1つ | 経営支援機関との事前協議結果報告(様式2) | 〈2部〉 正本1 副本1 |
| | 計画書が客観的かつ妥当性を有することを証する書類 | |

3. 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」の記載事項

1 事業目標

- ① 目標
- ② 提出企業立地促進計画に掲げる目標との関係性

2 事業内容及び実施期間

① 内容

事業名称、具体的な内容、事業実施場所及び事業所名、事業の属する業種名

② 実施期間

3 実施体制

① 実施体制

② 設備投資の内容

⇒別紙1により記載すること

③ 避難対象雇用者等の雇用状況

⇒別紙2により記載すること

4 必要な資金額及び調達方法

① 総資金見込額(建物、機械装置等)、積立金予定額、調達先(自己資金、金融機関等)等

事業に要する資金見込額総額:実施計画全体における事業の実施に要する資金の見込額の総額

積立金予定額:施設の新設等のため積み立てる「福島再開投資等準備金」の総額(ただし、法第25条の適用をうけようとする場合に限る。)

調達方法:調達方法が自己資金のみの場合「自己資金」、借入金や補助金の活用があれば「借入金」又は「補助金」

⇒別紙3により記載すること

② 施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金の積立期間

(※法第25条の適用を受けようとする場合に限る。)

4. 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」認定基準（共通） ①

【要件1】 提出企業立地促進計画と適合していること(法定)

(1) 事業目標 (計画P.3、P.4)

記載例参照

- ✓ 申請者の事業目標が、提出企業立地促進計画の目標の内容と合致していること。
- ✓ 具体的には、申請する避難解除等区域復興再生推進事業に対応した目標との関係が、明確に説明されているかどうかを確認。

- 第1号 《避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」》実現につながるかどうか
- 第2号 《地域の創富力が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」》実現につながるかどうか
- 第3号 《地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」》実現につながるかどうか
- 第4号 《安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」》実現につながるかどうか

(2) 事業内容 (別表・計画P.5、P.6)

記載例参照

- ✓ 申請する避難解除等区域復興再生推進事業の内容が、提出企業立地促進計画の取組内容と合致していること。
- ✓ 具体的には、実施しようとする避難解除等区域復興再生推進事業の業種が、提出企業立地促進計画において、各事業構成業種として定める業種(日本標準産業分類:大分類)と一致しているかどうかを確認。(例:農業者なら第2号事業でのみ申請が可能)
- ✓ また、構成業種が複数となっているものについては、企業が主として実施する事業を選択可能。(例:製造業(第1号・第2号))
- ✓ なお、第1号事業の「相当数」とは、概ね5名以上の雇用とする。

- 第1号 相当数の避難解除区域の住民等を継続する事業
- 第2号 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業
- 第3号 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売または役務の提供に関する事業
- 第4号 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業

(3) 区域 (別図・計画P.8)

- ✓ 事業の実施(予定)場所が「企業立地促進区域」(※)内であること。
(※)「企業立地促進区域」…避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、認定特定復興再生拠点区域をいう。

(4) 立地基準 (計画P.9、10)

- ✓ 事業が、提出企業立地促進計画の立地にあたっての基本的な考え方等に合致していること。
- ✓ 特に、居住制限区域及び認定特定復興再生拠点区域については、放射線防護の観点で整理が必要。

(5) 留意事項 (計画P.11、12)

- ✓ 申請事業全般の内容が、留意すべき事項に反していないこと。

5. 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」認定基準（共通） ②

【要件2】 避難解除等区域の復興再生の推進及び帰還促進への寄与が認められること（法定）

- ✓ 事業の内容、雇用創出効果等を踏まえ、総合的に判断。
- ✓ 具体的には、避難解除等区域の住民の雇用創出、避難解除等区域市町村の地域経済活性化のいずれかにつながるものと認められれば、復興再生の推進及び帰還促進へ寄与があるものと認める。（太陽光・雇用ゼロでも地元等との連携により地域経済活性化が認められれば可）
- ✓ なお、事業実施（予定）市町村から、立地や事業再開に反対する意見があった場合は、市町村の意見を尊重して最終的に判断。

【要件3】 円滑かつ確実な実施が見込まれること（法定）

- ✓ 計画の実施体制及び資金計画並びに雇用の状況について、記載されていること。
- ✓ その上で、県等が実施する雇用支援、融資、補助制度等の申請及び活用状況等を勘案し、総合的に判断する。
- ✓ **計画の確実性を判断する項目であることから、具体化が図られている内容のみもれなく記載すること。**

記載例参照

【実施体制】 組織内の体制（事業所の全従業員数、役員の指示の状況など）

【設備投資】 設備投資の計画（計画期間内の投資計画はもれなく記載）

なお、設備投資を行わない場合でも、その旨を必ず記載することが必要。

【雇用人数】 雇用の計画人数（全雇用者数、避難対象雇用者等）

なお、雇用を全く創出しない事業である場合も、その旨必ず記載することが必要。

【資金】 資金計画（計画期間内の資金計画はもれなく記載）

なお、借入れがない場合も、運転資金の状況を必ず記載することが必要。

【要件4】 公序良俗違反がないこと

- ✓ 申請の避難解除等区域復興再生推進事業の内容が、風営法の規制対象事業等に該当することが明らかな場合、認定することができない。
- ✓ また、申請者関係人について、福島県暴力団排除に関する条例に規定する反社会的勢力に該当する者がいないかどうか、福島県警察本部組織犯罪対策課協力の下、調査を実施。該当者がいた場合、認定することはできない。

【要件5】 関係法令に違反しないこと

- ✓ 申請する避難解除等区域復興再生推進事業の実施に必要な許認可の状況を確認。
- ✓ **各種法令の許認可が事業実施の前提となる場合には、関係法令の許認可がなければ認定することはできない。**
- ✓ **県知事が認定することから、県税に関する未納や手続きがなされていない場合、認定することはできない。**

6. 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」認定基準（準備金）

「福島再開投資等準備金制度」を活用する場合には、共通要件に加え、以下の要件すべてを満たすことが必要。

(1) 事業所

① 事業者が23. 3. 11時点において避難指示区域に主たる事業所を有していたこと

- ✓ 法人登記事項証明書や住民票等により、申請者の震災当時の主たる事業所の所在地を確認する。
- ✓ 準備金の積立が可能な事業者は、旧緊急時避難準備区域を除く避難指示区域に本店または主たる事業所を有していた者に限定されていることに留意。

(2) 再開予定場所

② 再開予定場所が市町村復興計画等の内容等を勘案し適切な場所であること

- ✓ 事業再開予定場所を含む市町村が、復興の見通しが客観的に明らかとなっている市町村である場合に限り、「福島再開投資等準備金制度」の活用を容認するものとする。
- ✓ 具体的には、事業再開予定場所を含む市町村が、「避難解除等区域復興再生計画」第3部(市町村計画)を策定していることが条件。(策定がなければ、再開予定場所の復興見通しが明らかではないものとして、認定することはできない。)
- ✓ また、「避難解除等区域復興再生計画」第3部の市町村計画を策定している市町村であっても、より具体的な復興の見通しを把握するため、「公共施設のインフラ復旧等の工程表」や「早期帰還定住プラン」も参考として、事業再開予定場所が適切かどうか、総合的に判断する。(提出企業立地促進計画の「立地基準」と「留意事項」も参考に判断する。)

(3) 投資予定金額・積立期間

③ 投資金額・積立期間が、社会通念上、客観的かつ妥当な内容であること

- ✓ 商工会議所、商工会、税理士等の公的な経営支援団体等と申請前に事前協議・相談を実施し、その結果を添付している場合は、専門的機関のチェックが済んでいる状況であるため、当該要件を満たしているものと判断する。
- ✓ 経営支援団体等との協議を経ず、直接福島県へ認定申請する場合には、投資金額や積立期間が客観的なデータに裏付けられているものであることを証明する、見積書や詳細な事業再開計画等を添付の上、福島県にその内容の妥当性を説明しなければならない。
- ✓ 積立期間は、3年を超えてはならない。また、積立期間の末日は、再開予定場所の避難指示解除日から5年を経過する日より前であること。(旧緊急時避難準備区域は「認定日から3年間」の積立が可能)

7. 【計画認定】避難解除等区域復興再生推進事業 対象業種一覧

| 企業立地促進計画に定める事業 | | | | |
|-------------------------|--|--|--|---|
| 対象となる業種 | 相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業 (法規則第3条第1号) | 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等、避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業 (法規則第3条第2号) | 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業 (法規則第3条第3号) | 原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業 (法規則第3条第4号) |
| A 農業, 林業 | | ○ | | ○ (農業を除く) |
| B 漁業 | | ○ | | |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | | ○ | | ○ |
| D 建設業 | | | | ○ |
| E 製造業 | ○ | ○ | | ○ |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | | ○ | | ○ |
| G 情報通信業 | ○ | ○ | | |
| H 運輸業, 郵便業 | ○ | | ○ | |
| I 卸売業, 小売業 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| J 金融業, 保険業 | | | ○ | |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | | | ○ | ○ (不動産業を除く) |
| L 学術研究, 専門技術サービス業 | | ○ | ○ (学術研究を除く) | ○ (学術研究を除く) |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | ○ | ○ | ○ (宿泊業を除く) | |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | ○ (娯楽業を除く) | | ○ (娯楽業を除く) | |
| O 教育, 学習支援業 | | | ○ | |
| P 医療, 福祉 | | | ○ | |
| Q 複合サービス事業 | | | ○ | ○ |
| R サービス業 (他に分類されないもの) | ○ | | ○ | ○ |

(注) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。 7

お問い合わせ先

1 制度全般・総合調整

- ◆ 企業立地促進計画、広報、出前講座、国への提案・要望等
- ⇒ 福島県企画調整部企画調整課 (024-521-7129)

2 所在確認に関すること

- ◆ 既存事業者が事業再開する場合(業種制限は一切なし)
- ⇒ 福島県総務部税務課 (024-521-7068)
- 各地方振興局県税部 (別紙一覧を参照)

3 計画認定に関すること

- ◆ 準備金制度を活用する既存事業者、新規事業者等
- ⇒ 福島県企画調整部企画調整課 (024-521-7129)
- 各地方振興局企画商工部(別紙一覧を参照)

■ **準備金制度は、詳しくは事前協議機関の最寄りの税理士、商工団体等にお問い合わせください。**

4 地方税(事業税・不動産取得税の課税免除)に関すること

- ◆ 必要な手続き、対象範囲等
- ⇒ 福島県総務部税務課 (024-521-7068)
- 各地方振興局県税部 (別紙一覧を参照)

5 国税(所得税・法人税の特別償却・税額控除・福島再開投資等準備金)に関すること

- ◆ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の解釈等
- ⇒ 国税庁仙台国税局 各税務署 (別紙一覧を参照)

■ **県庁・出先機関の各業種補助金・融資等担当窓口、外部支援機関等でも「チラシ」を配布しておりますので、お気軽にご相談ください。**

【所在確認・計画認定・地方税・国税に関すること】

《所在確認・計画認定の申請手続》

【県】: 県税部 【企】: 企画商工部

| | | | |
|----------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 県北地方振興局 | 福島市中町1-19中町ビル | 【県】024-523-4698 | 【企】024-523-2365 |
| 県中地方振興局 | 郡山市麓山1丁目1-1 | 【県】024-935-1251 | 【企】024-935-1292 |
| 県南地方振興局 | 白河市昭和町269 | 【県】0248-23-1517 | |
| 会津地方振興局 | 会津若松市追手町7-5 | 【県】0242-29-5251 | |
| 南会津地方振興局 | 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 | 【県】0241-62-5213 | |
| 相双地方振興局 | 南相馬市原町区錦町1-30 | 【県】0244-26-1126 | 【企】0244-26-1117 |
| いわき地方振興局 | いわき市平字梅本15 | 【県】0246-24-6032 | |

《地方税(事業税・不動産取得税)の課税免除申請手続》

【事】: 事業税 【不】: 不動産取得税

| | | | |
|--------------|-----------------------|-------------------|-----------------|
| 県北地方振興局 県税部 | 福島市中町1-19中町ビル | 【事】024-523-4698 | 【不】024-523-4699 |
| 県中地方振興局 県税部 | 郡山市麓山1丁目1-1 | 【事】024-935-1251 | 【不】024-935-1254 |
| 県南地方振興局 県税部 | 白河市昭和町269 | 【事・不】0248-23-1517 | |
| 会津地方振興局 県税部 | 会津若松市追手町7-5 | 【事】0242-29-5251 | 【不】0242-29-5254 |
| 南会津地方振興局 県税部 | 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 | 【事・不】0241-62-5213 | |
| 相双地方振興局 県税部 | 南相馬市原町区錦町1-30 | 【事・不】0244-26-1126 | |
| いわき地方振興局 県税部 | いわき市平字梅本15 | 【事】0246-24-6032 | 【不】2046-24-6033 |

《国税(所得税・法人税)の特例措置の内容》

電話によるお問い合わせの場合は、自動音声に合わせて「0」を選択

| | | |
|---------|---------------------|--------------|
| 会津若松税務署 | 会津若松市城前1-82 | 0242-27-4311 |
| いわき税務署 | いわき市平字菱川町6-3 | 0246-23-2141 |
| 喜多方税務署 | 喜多方市字中島7513-3 | 0241-24-5050 |
| 郡山税務署 | 郡山市堂前町20-11 | 024-932-2041 |
| 白河税務署 | 白河市中田5-1 | 0248-22-7111 |
| 須賀川税務署 | 須賀川市東町135-1 | 0248-75-2194 |
| 相馬税務署 | 相馬市中村字曲田92-2 | 0244-36-3111 |
| 田島税務署 | 南会津郡田島町田島字寺前甲2939-2 | 0241-62-1230 |
| 二本松税務署 | 二本松市亀谷1丁目29 | 0243-22-1192 |
| 福島税務署 | 福島市森合町16-6 | 024-534-3121 |